

出張報告書

令和4年1月12日

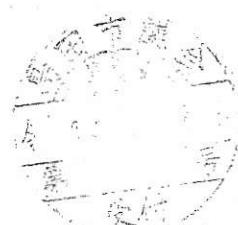
島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 森 伸一

次のとおり出張したので、報告します。

出張年月日	令和4年1月6日 から 令和4年1月7日まで
出張先 及び 調査項目	市町村アカデミー（市町村議会議員特別セミナー③）で 自治体のデジタル化や自治体議会の政策力の強化など 4つの演題についていた。 (演題など詳細は別紙)

報告事項は別紙（A4, 9枚）



「行政のデジタル化をどう進めるか」

東京大学大学院情報学環教授 越塚 登 氏

1. デジタル、政府の動向

(1). デジタル田園都市国家構想の目指すべきもの (21.11.11)

地域の「暮らしや社会」「教育や研究開発」「産業や経済」をデジタル基盤の力により変革し、「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を融合した「デジタル田園都市」を構築。「心ゆたかな生活」と「持続可能な環境・社会・経済」を実現

(2). デジタル臨時行政調査会 (21.11.11)

①. 目的

「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現

全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として選定

デジタル原則の下、法律、行政改革、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（⇒「新しい資本主義」を実現するための構造改革）

②. 「デジタル原則」の方向性

- ・（書面、対面、目視、定期点検を義務づけるルールは）デジタル完結、自動化原則
- ・相互運用性確保原則（官民で適切にデータ活用）
- ・デジタル共通基盤利用原則（分野ごとの縦割り独自システムでなく共通に）
- ・アジャイルガバナンス原則（硬直的でなく柔軟で継続的改善を可能に）
- ・官民連携原則

(3). デジタル・ガバメント実行計画

- ①. デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②. ワンストップ：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③. コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手續・サービスをワンストップで実現する

(4). スマート自治体研究会報告書 2019

生産年齢人口の減少と Society5.0（超スマート社会）における技術発展の加速化を背景に、仕事の仕方を抜本的に見直す

- ・行政手続きを紙から電子に
- ・行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式に
- ・自治体もベンチも、守りの分野から攻めの分野へ

「スマート自治体」の実現

- ・人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持
- ・職員を事務作業から解放⇒ 職員はより価値ある業務に注力

- ・ベテラン職員の経験をAI等に蓄積、代替→ 団体の規模、能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う

2. デジタルの課題

(1). デジタル敗戦：国家的困難に直面したときに脆弱さが露呈

2011年：東日本大震災（災害対策時の情報共有、情報伝達の問題が露呈）

⇒オープンデータ、データ連携

2020年：新型コロナウイルス感染流行（定額給付金の問題が露呈）

⇒デジタル庁、マイナンバー、データ戦略

(2). 日本のデジタル分野の課題

①. デジタル技術の利活用の課題（国内的問題）

技術水準は高いが利用が進まない。デジタル人材の偏り

②. デジタル産業分野の課題（国際的問題）

・携帯電話端末（ガラケーからスマートフォンに）

・半導体産業の隆盛と凋落

・AI, 量子コンピューターなどの国際競争力の確保 など

③. 日本のデジタルはインターネット以前に綿密に作り込まれた

(3). デジタル技術で変わった日常

3. 行政のデジタル化 法制度改革

①. 行政のデジタル化のポイントは法制度の改革が絶対条件

・法制度改革なしのデジタル化は、職場の業務を無限に増やし、尻を積み上げるだけ

・単なるテクノロジー導入やその利活用の問題ではない

・「進んでいる」「遅れている」「やる気がある」「意欲がない」といった情緒の問題でもない

②. デジタルに適合した業務プロセス

・デジタル手続きを阻害する業務慣習（捺印、印紙、添付文書）

法制度的にオンライン化できない業務が多数

・対面 or 遠隔授業（授業、オンライン診療、自動運転）

③. デジタル化はスケール化（共通化）で効果がある

独自性と共通性のバランス。何を自治体個別にして、何を共通化にするか。

国県市の所掌、役割分担の見直し

例：戸籍管理/住民票管理を、自治体が全部やる必要があるのか？

学校の成績表の形式は、学校毎に定めるものなのか？

講演をきいての感想

今回も含め研修により、行政のデジタル化の意味がつかめたが、話で紹介された法制度改革が非常に重要なことだと思った。また、行政のデジタル化の施策が住民の為になるようなものか、チェックし意見を述べていきたいと思う。

「子どもも保護者も笑顔になれる社会の実現に向けて」

学習院大学文学部教育学科教授、東京大学名誉教授 秋田 喜代美 氏

1, 少子化の中で、WELLBEING を求めて

WELLBEING：「幸福」のことで、心身と社会的な健康を意味する概念

(1). WELLBEING・良い暮らし 11 の指標

雇用、収入、住居、ワークライフバランス、個人の安全、生活の満足度、健康、市民参画、環境、教育、コミュニティ

社会構造の変化

ピラミッド組織の人の力で媒体を繋ぐ ⇒ 必要な解・情報を自分で選ぶ ⇒ 必要な解・情報がやってくる

デジタル社会における子どもたちを取り巻く環境

フィルターバブル現象（アルゴリズム：ある特定の問題を解く手段を単純な計算や操作の組み合わせとして定義したもの。により多様性を欠いた自分の好む情報だけに囲まれ、その他の情報から隔離されやすくなる状況）

学校外でも同調圧力（日本のかどもはチャットの利用率が非常に高いため）

長文をしっかり読む力が落ちている

子どもたちの「デジタルシティズンシップ」（モラルだけでなく、コンピュータの善き使い手とともに社会の良き担い手になることをめざす教育）の育成が喫緊の課題

(2). 子ども子育て政策は大きく3つの機能を持つ

- ①. 未来投資；社会の未来を築く子どもへの投資
- ②. 現在；男女共同参画、働き手としての女性支援
- ③. 教育・福祉；子どもの権利保障

(3). 個人と社会のウエルビーイングの実現をめざして

～ルールに従う側から、ルールを作る時代～

- ・自分で考え、自ら判断、決断を、
- ・自ら働きかける
- ・自らの未来は自らで創る、
- ・自分自身のコンパスを持とう！

2030年の新しい社会を創り上げる社会変革力：責任を取る、新たな価値を生み出す、緊張や葛藤の祈り合いをつける

日経 DUAL: 共働き子育てしやすい街ランキング 2020

1位：松戸市、2位：葛飾区、豊島区 島田市は？

(4). 子どもを中心として分かち合うネットワーク

子どもスマイルブームメント、ブックスタート

家にある本が少ない子ども（30%・本が25冊以下も家庭）

2, 子ども政策の動向

(1). 子ども家庭庁の基本方針（3つの部門）・組織の一体化

- ①. 企画立案・総合調整部門

- ・こども政策に関する大綱を作成、推進
- ・個々の子どもや家庭状況、支援内容等のデータベース整備

②. 生育部門

- ・幼稚園や保育所、認定こども園で、共通の教育、保育内容の基準を文科省と共同で策定
- ・「日本版 DBS」の導入を検討
- ・「CDR=チャイルド・デス・レビュー」の検討

③. 支援部門

- ・いじめ対策
- ・「ヤングケアラー」の支援
- ・施設や里親のもとで育った若者らの支援

(2). こどもに関する政策パッケージ（経済対策関係、21.11.19）

- ・結婚、妊娠、出産への支援（産後ケア、不妊治療）
- ・仕事と子育ての両立（保育所、幼稚園、放課後児童クラブの充実）
- ・子育て世帯への経済的支援、住宅支援
- ・困難を抱える子ども、家庭への支援

(3). 幼児教育スタートプラン

- ・地方公共団体における幼児教育、保育の担当部局の一元化（全体の4割）
 - ・幼児教育センターの設置（調査研究、関係者の研修等、全体の6%）
 - ・幼児教育アドバイサーの配置（都道府県の51%が配置）
 - ・幼保小の連携の取組みの充実、深化
- 子育て世代包括支援センター（子ども家庭総合支援拠点）

虐待要因は複合的なので保険、福祉単独での対応は不十分、一体化を

(4). 子どもに関わる条例など

- ・子どもの権利条約（1990年発効、日本は1994年に批准）
4つの原則（生命、生存及び発達に対する権利。子どもの最善の利益。
子どもの意見尊重。差別の禁止）
- ・子ども、子育て支援に関する条例
- ・子どもの権利に関する総合条例
- ・東京都子供への虐待防止等に関する条例
- ・東京都こども基本条例（第17条まで）

講演をきいての感想

- ①. 幼児教育スタートプランに書かれたことに印象に残った。担当部局の一元化や幼児教育センターの設置、アドバイサーの配置、幼保小の連携の取組みなど島田市も具体化する時期に来ているのでは思った。
- ②. 日経 DUAL: 共働き子育てしやすい街ランキング 2020、島田市は何位か、本が25冊以下も家庭が30%、島田市は、気になる数字であった。
- ③. 東京都こども基本条例（第17条まで）のような条例が島田市にあるか確認したい

「自治体のハラスメント対策と議会」

人事院公務員研修所客員教授 高嶋 直人 氏

1. 地方自治体のハラスメント対策の疑問点

- ・公務組織と民間組織の相違点をふまえていない
- ・民間ルールより厳しい公務員ルールを定めながら民間ルールを教える研修を実施し、職員をミスリードしている
- ・パワーハラ防止と厳しい指導は両立すべきなのに、指導の仕方を教えず、管理職が委縮している（責任放棄）
- ・ハラスメント相談員を指名しても研修が不十分で機能していない
- ・ハラスメント防止は、コンプライアンス（法令順守でなく使命、責任に忠実である）
不祥事防止のためには（個人の問題で片付けない、原因追及組織的に正しく対策）
- ・議員に求められるコンプライアンス（全体の奉仕者の意識、特別公務員の自覚、厳しい議論、政治の分野における男女共同参画推進）
- ・役所と民間の違い（優先すべき価値の違い：中立性、公正性、継続性が時に効率性より優先される）
客を選べない。撤退できない。業態変更できない。等価交換ではない。競争原理が働きにくい。成果と給与が連動しにくい。

2. 職員に精神的または身体的苦痛を与える言動

- ①. 職務に関する優越的な関係を背景に行われるもの
抵抗、拒絶できない蓋然性が高い関係、上司に限らない、逆パワーハラも
- ②. 「職員の人格や尊厳を害する」または「職員の勤務環境を害することとなる」もの
人格や尊厳を害する言動だけでこの要件を満たす。直接の相手以外の職員の勤務環境を害してもパワーハラに。自分基準で判断しない。
- ③. 業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの
目的、内容が正しくとも手段、方法を誤ればパワーハラ。私的なことを強要する。

3. パワーハラに該当する言動例

- ①. 暴力・傷害（相手を殴ったり蹴ったり、物を投げつける）
- ②. 暴言、名誉棄損、（人格を否定するような罵詈雑言、土下座させる、メール）
- ③. 執拗な非難（改善点を指示しない、長時間激しく叱責）
- ④. 威圧的な行為（部下たちの前で威圧的な行動、部下に責任転嫁）
- ⑤. 実現不可能・無駄な業務の強要
- ⑥. 仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視
- ⑦. 個の侵害（私生活に関する事柄、個人情報を言いふらす）

見落としがちなパワーハラ要因：パワーハラする人が成果をだす。弱い人もパワーハラする

上（周り）からは見えにくい。年功序列人事の存在。

4. 自治体のハラスメント防止対策（まとめ）

- ①.自治体組織の性格、人事管理の実態に即した対策を講じる

⇒ マネジメント上の課題と位置づけ、マネジメントの専門知を活用

- ②.ルールに沿った内容の研修を行う

⇒ ルールから外れた研修で職員をミスリードしない

- ③.対策は継続的に行う⇒ 定期的調査、相談員支援、継続的研修

- ④.全員が同じ情報を共有⇒ 首長、議員、職員全員が同じ情報を共有し、組織全体の風土を変える

- ⑤.パワーハラスメントする職員のタイプと対応策

知識不足⇒ 正しい内容の研修で対応可能

マネジメントスキル不足⇒ 実践的マネジメント研修で対応可能

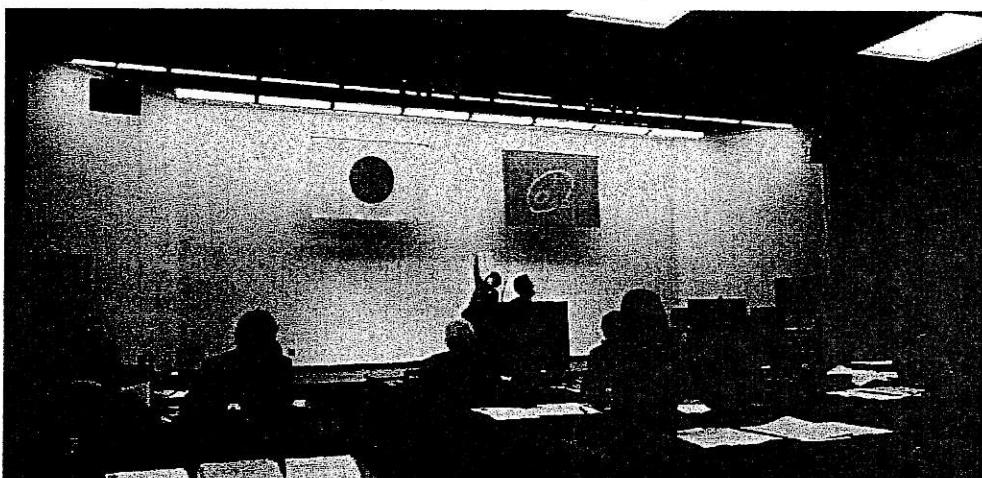
自分に問題を抱えている⇒ 人事配置で対応



講演をきいての感想

①.最初に話された「地方自治体のハラスメント対策の疑問点」が重要なことだと思った。

②.今回お聞きした事例を参考に「自治体のハラスメント防止対策」に協力していきたい



「自治体議会の政策力をどう強化するか」

中央大学法学部教授・大学院法学研究科教授 矢崎 初仁 氏

1. 自治体議会はどうあるべきか

(1). 二元代表制の考え方

- 理由：①. 直接公選による住民意思の反映と民主的な自治体運営
②. 議会と長の相互牽制/抑制と均衡の原理（チェック＆バランス）
議会に野党的機能を期待

- ③. 議会から独立した長による計画的・効率的な行政運営

- 意味：①. 首長＝執行機関・独任制 ⇒ 住民意思の統合とリーダーシップの発揮
②. 議会＝議事機関・合議制 ⇒ 多様な意思・利害のきめ細かな反映とオープンな討議による意思形成（協議型民主主義）

両者が車の両輪となって住民自治に基づく円滑な自治体運営を実現

(2). 議会の機能と改革

- 機能：①. 政策形成（条例制定等によって議会自らが自治体の政策をつくる役割
②. 行政監視（執行機関の活動を監視し、是正・抑制する役割

- 方向：①. 首長の提案議案を審議するだけでなく、自ら問題を投げかけ、施策を作り出すことが重要、議員提案による政策条例つくり

- ②. 閉鎖型から協働型議会へ（議会に対する住民参加を促進するよう努力

- 改革：①. 議会基本条例の制定、一問一答制の導入と審議の活性化
②. 対面式議場への改変

2. 地方議会の政策形成の強化

(1). 議員の政策力の強化

政策力とは：①. 政策の視点や枠組みに関する知識、②. 個別の政策分野や行政実務に関する知識、③. 問題を分析し対応策を考える力

- ①. 議員活動を行う中で養成する（地域住民の陳情 ⇒ 担当課に問合せ、議会質問を行うとともに、問題がなぜ生じているか、法制度はどうなっているか等調査する）
②. 議会や会派として議員研修（共同研修）を行う
③. 議員個人として自己学習に取り組む（外部の研究会参加、他の自治体の政策調査）

(2). 議員間討議の拡充

議会の最大問題：議員間の討議が限られている、議員間討議を中心に

- ①. 議員提案を増やす（条例案の議員提案、予算や総合計画の「修正案」提示）
②. 「議会の意見書」の作成（決議）と提出
・議員の一般質問が一巡した後に、重要事項を議会の意見書として決議、提出
・予算編成時期に議会としての意見書を決定、提出
③. 重要議案の採決前に「議員間討議」を行う

(3). 議会内の政策検討の体制づくり

議員の政策づくり＝同僚議員の賛同が重要

- ①. 会派を核にして政策づくりを進める（定期的勉強会、継続的な調査研究）
- ②. 委員会を拠点にして政策検討の習慣をつくること（講師をまねく、条例つくり）
- ③. 問題意識を共有する議員間で勉強会等を行うこと（定数の1/12以上の賛同で議案提出可能）

(4). 住民・有識者の意見反映・活用

- ①. 公聴会（真に利害関係を有する者、学識経験者から）・参考人（事務に関する調査または審議のため必要であると認めたとき）制度の活用
- ②. 議会内の政策検討会等に住民、NPO、有識者の参加を求める
- ③. 傍聴者等に質問、意見を述べる時間を設ける（傍聴者に発言機会を）
- ④. 議員が現場や関係機関を訪問して、ヒヤリングや意見交換を行う

3. 政策形式がとの審議のポイントとは

(1). 基本計画の審議

基本的には行政計画のため首長の決定のみで良いが、議会として適切な修正は容易

(2). 予算案の審議

主要事業の説明書、予算要求（首長査定）資料等の提出を求ることは可能

予算案の否決、修正も可能（予算案の有効性、効率性、整合性などに着眼）

(3). 条例案の審議

議会は条例案を修正できるし、修正の必要がない場合でも「付帯決議」によって執行の際の配慮や将来見通しを促すことは有意義

4. 「人口減少時代の自治体行政の方向性」、「議員提案にふさわしい政策課題」の具体例について次ページに示した

講演をきいての感想

- ①. 島田市議会もいくつかの改革を進めているが、まだまだやるべきことがある。
具体的には「議員提案による政策条例つくり」「議員間討議の拡充」そして「住民・有識者の意見反映・活用」（議会報告会の内容の再検討）など。
- ②. 今回の話を議会改革＝政策力の強化を進めるために多いに役立つ内容であり、実践していきたい。
- ③. 次ページに示した資料は、政策条例策定のヒントになると思い掲載した。

図表5 人口減少時代の自治体行政の方向性

キーワード	地域の課題	重要な政策・条例
①コンパクト(縮減)	①市街地の縮小、スボンジ化対策 ②街なか居住支援、公共交通の維持 ③高齢者が暮らせる街	立地適正化計画、空き家利用条例 公共交通網形成計画、地域交通条例 地域包括支援センター、小さな拠点
②リユース(再生)	①農地の荒廃、所有者不明森林の対策 ②公共施設の縮小、地域交通の再編 ③地域の個性・魅力の再生	所有者不明土地法、森林経営管理条例 立地適正化法、交通まちづくり条例 歴史まちづくり法、里づくり条例
③コミュニティ(協働)	①行政機能の縮小、公務員の削減 ②一人世帯の増加、家族機能の低下 ③自治会・町内会の支援・機能拡大	コミュニティ組織への業務委託 小さな拠点、ご近所の底力育成条例 コミュニティ条例、施設の地域経営化
④ボランティア(三活)	①NPO・互助型の社会システムづくり ②寄附の促進、遺産の活用・財団化 ③ボランティア公務員の増大	NPOの支援、行政との協働促進 寄附税制の工夫・活用、遺産活用 公務員法の見直し、多様な職員条例

(出典) 磯崎初仁作成

図表6 議員提案にふさわしい政策課題

課題区分	政策例・課題例
①自治体運営の基本方針	自治基本条例の制定、住民参加条例の制定、まちづくり条例の制定、SDGs推進基本条例の制定、地域包括ケアの推進
②新しい政策課題への対応	防災・防犯のまちづくり、空き家対策条例の制定、ごみ屋敷対策条例の制定、公共交通活性化条例の制定、食育の推進
③人権擁護の課題	児童虐待防止条例の制定、ジェンダー平等推進条例の制定、性的多様性の保障
④地域密着・産業振興の課題	中小企業支援条例の制定、集落活動支援条例の制定、「小さな拠点」整備事業、地場産業の育成
⑤行政活動の統制	議決事件条例の制定、職員不祥事防止条例の制定、公共施設総合管理計画の点検、第三セクター適正化計画の監視

(出典) 磯崎初仁作成

出張報告書

令和4年1月18日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 森 伸一

次のとおり出張したので、報告します。

出張年月日	令和4年1月18日 から 令和4年1月18日まで
出張先 及び 調査項目	オンラインでローカル・マニフェスト推進連盟主催の 議会図書館のあり方について 講演及び横浜市会図書館を視聴した。

報告事項は別紙（A4, 3枚）



「政策づくりと議会図書室」 1月18日午後、オンライン研修報告

「なぜ議会図書室の改革が必要なのか」

佐藤 達生（公益財団法人図書館振興財団事務局長）

知はどこにあるか

知は国家の礎である。知は結合、融合し進化を続ける。そしてその中心にあるのは図書館機能である

情報の速さはトレードオフ

エビデンスに基づいた政策構成のために、信頼できる情報を収集する必要がある
信頼できる情報の入手には経費が必要

発信の責任（著作権者）、編集の責任（出版者）、選定・提供の責任（図書館）

⇒ 利用者（受益者負担） ⇒ 再生産の原資

地方自治法第100条

議会は議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管しておかなければならぬ

議会図書館の内容充実には議員が図書館を利用して政策提案を作ることが重要である

「政策づくりと図書館」

廣木 韶平（図書館総合研究所代表取締役社長）

図書館のあり方はどんどん変わっていきます（2016年以降開館した該当する図書館例）

1. 多機能型図書館でまちがにぎわう

カフェ、ホール、子育て支援、郷土資料館、美術館、市民センター、市役所 etc.
との複合施設

・大和市文化創造拠点シリウス（神奈川県大和市）

共同事業体による図書館、芸術文化ホール、生涯学習施設、屋内こども広場等の
一体的な運営

・玉野市立図書館・中央公民館（岡山県玉野市）

図書館・公民館の融合と“にぎわい創出”をもたらす明るい空間づくり

・大田区立池上図書館（東京都大田区）

駅直結ビルに開館した“歴史ある門前町の未来がはじまる知の拠点”

・海南市民交流施設海南 nobinos（和歌山県海南市）

子どもから大人まで、色々な人が集まってのびのび過ごせる賑わいの図書館

2. 美しい図書館はまちのシンボルとなる

・松原市民松原図書館 読書の森（大阪府松原市）

永い時間まちに寄り添い、溶け込んでいく“池に浮かぶ図書館”

・那須塩原市図書館 みるる（栃木県那須塩原市）

駅からまちへ、日常生活の中で交流と学びの輪を広げる図書館

3, 特化型図書館が市民の新たな知への発見をもたらす

- ・こども本の森 中之島（大阪府大阪市）

　本や芸術文化を通じてこどもの豊かな想像力を育む“こどものための図書館”

- ・札幌市図書・情報館（北海道札幌市）

　LIFE WORK ART の 3 テーマに絞った“課題解決型図書館”

4, 市の政策を支える図書館

- ・米百俵プレイス ミライエ長岡（新潟県長岡市）2023 オープン予定

「人づくりと産業振興 を総がかりで支える地方創生の拠点 未来へつなぐ新しい米百俵 長岡の歴史や文化、まちづくりの精神で新たな価値を創造する

議会図書館：何をしたいのか、わからない。利用が少ないものが問題

上記の図書館例のどこが解決の参考になるか・・特化型図書館？、市の政策を支える図書館？ 公共図書館と議会図書館との共用（小さな自治体）

横浜市会図書室の概要

運営：議会局政策調査課で、4名（うち2名は司書）

歴史：1948（昭和23）年 地方自治法の改正で、議会への図書室の附置が規定される。

市会図書室整備 2020（令和2）年 新市庁舎への移転に伴い、新・図書室開室に新図書室整備に向けた方針

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会の答申（平成24年11月15日）

図書室については、

- ・十分な蔵書スペース、配架スペースを備える。
- ・閲覧スペース、政務調査用スペースを備える。
- ・市民開放を行う。・レンタルサービスが可能な施設とする。

市会図書室 Before／After

旧市庁舎の市会図書室 約 100 m² 図書室・閲覧室・資料室

新市庁舎の市会図書室 約 380 m² 一般閲覧室・議員閲覧室・書庫

蔵書数 図書 約 10,700 冊 雑誌 約 5,700 冊 ⇒

図書・資料 約 13,000 冊 雑誌 約 7,300 冊（令和3年7月現在）

利用者 議員・議会局職員 ⇒

議員・職員・市民（貸出しは議員・市庁舎に勤務する職員のみ）

受付なし ⇒ 司書職員が常駐 貸出し・返却 手続き 貸出票に記入 返却時はポストに投入 図書管理システムで処理 *ICタグを導入

横浜市会図書室の特徴

- ① 配架：雑誌架 新市庁舎への移転に合わせ 35 タイトル⇒52 タイトル に種類を充実
- ②.設備：議員閲覧室、グループ閲覧室 図書等を用いた複数での打合せ等に…

閲覧ブース（4席）静かな環境でじっくり文献を読み込むなど、集中したい時にハイカウンター 雑誌をパラパラ読みたい時などに

議員閲覧室出入口（正面出入口とは別の出入口）

障害がある方等への配慮

③. 管理 : IC タグの導入

利用促進の取組 ① 図書室通信の発行

②. 入口すぐの広いスペースを使用し、掲示等も取り入れた充実の展示が可能に

議員の利用状況（令和 3 年 4 月～12 月）

入室者数 254 人（定例会の 1 か月前 くらいから利用が 増えます）

貸出冊数 416 冊（移転前（令和元年度） の約 3 倍）

貸出人数（延べ人数） 137 人（移転前（令和元年度） の約 1.8 倍）

レファレンス 件数 96 件

例：デジタル化に関して先進的な取組をしている自治体の事例（視察先の選定に活用）

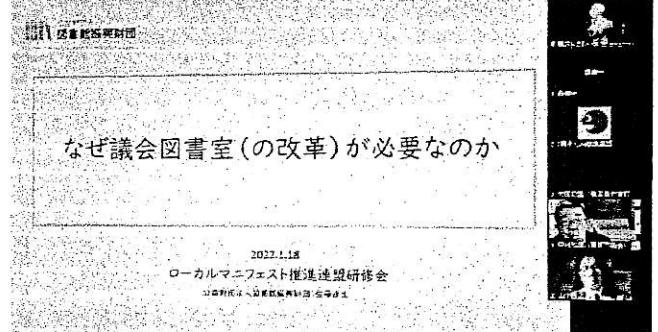
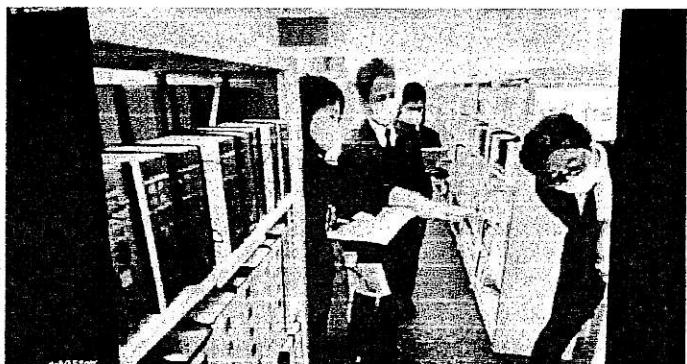
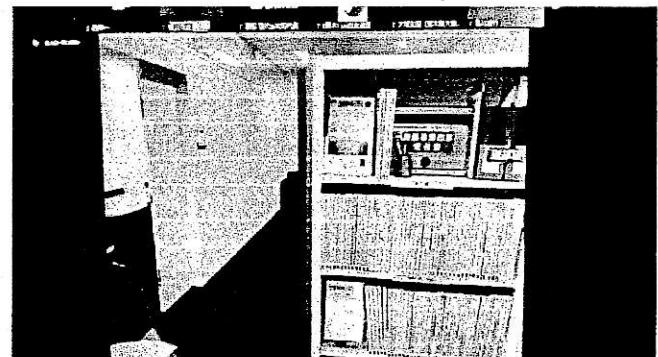
ヤングケアラー、再生可能 エネルギーの活用、マイクロ ツーリズムについて

横浜市における議員提案条例 平成 21 年度～

- 横浜市商店街の活性化に関する条例
- 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（全部改正）
- 横浜市官民データ活用推進基本条例
- 横浜市国際平和の推進に関する条例
- 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例
- 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例
- 横浜市子供を虐待から守る条例の一部を改正する条例 など

受講しての感想

1. 議会図書館の課題解決は、議会が政策立案をするため資料が必要になるという条件作りが大切だと改めて思った。
2. 新庁舎では議員と市の職員が利用できる図書内容にしたらどうか
3. 議会図書館についてより具体的な事例が紹介されるかと思ったが少なく残念
4. 横浜市の議会図書館はすばらしいが、特例の感じがした。



横浜市会図書室